

# 重点支援給付金を支給します

令和6年度新たな住民税非課税世帯などへ

## 重点支援給付金(10万円)を支給します

1世帯当たり10万円の給付金を支給します

### 対象世帯

基準日(6月3日)に市に住民票があり、令和6年度に新たに住民税が①非課税か②均等割のみ課税となった世帯 ※支給対象とならない世帯

●令和5年度の給付対象世帯(住民税非課税か均等割のみ課税世帯向け給付の対象世帯のうち、給付を受けた世帯のほか、対象世帯として確認書等の送付があったが未返送であった世帯や給付を辞退した世帯) ●扶養されている人だけで構成される世帯

### 申請方法と給付時期

①支給対象世帯で、過去に本市で給付金の支給を受けたことがある世帯には、はがきで「支給決定通知書」を送付します。記載されている振込先口座に変更がない場合は、手続きは不要です。

低所得者の子育て世帯へ

## 重点支援給付金(子ども加算)を支給します

対象世帯に、児童一人当たり5万円の子ども加算を支給します

### 対象世帯

右記「重点支援給付金(10万円)」の対象世帯

### 加算対象となる児童の範囲

①原則として、基準日(6月3日)に対象世帯と同世帯の18歳以下(平成18年4月2日以降の生まれ)の児童(基準日以降に生まれた新生児を含む) ※施設入所児童は対象となりません。

②対象世帯とは別世帯であっても、扶養している児童は対象になります。が、申請が必要で

※①の世帯には7月1日に通知書を送付し7月24日に給付金を支給、②の世帯には7月16日に発送し8月6日に支給を予定しています。

②①以外の支給対象世帯には、「支給要件確認書」を送付します。必要事項を記入し、9月30日までに返送してください。8月上旬から順次、支給を予定しています。

※①の世帯には確認書をオレンジ色の封筒で7月12日に発送、②の世帯には黄色の封筒で7月23日に発送を予定しています。 ※世帯の中に転入者があるなど、課税状況の確認が必要な世帯には、8月上旬ごろに案内を送付します。

詳細は  を。市のホームページ(左記を読み取り)でもご覧になれます。



▲詳細はコチラから

### 受給方法

①の対象者は、手続き不要です。8月下旬から「支給決定通知書」を順次発送します。重点支援給付金(10万円)の支給後、8月26日以降に順次、同じ口座へ別途支給します(世帯主へ対象児童分を合算して給付)。

②の申請は9月2日～10月31日。申請方法や給付時期など詳細は  を。市のホームページ(左記を読み取り)でもご覧になれます。



▲詳細はコチラから

所得税・市県民税所得割の定額減税を十分に受けられない人へ

## 定額減税補足給付金(調整給付金)を支給します

定額減税の控除不足額を1万円単位(切り上げ)で支給します

### 対象

所得税(見込み)か市県民税所得割の定額減税の対象者で、定額減税可能額が減税前の税額を上回る(減税しきれない)人 ※給付額は個人で異なります。

### 支給方法と給付時期

①支給対象者で、本市に口座登録がある人には「支給通知書」を封書で7月中旬以降に送付します。記載されている振込先口座に変更がない場合は、手続き

重点支援給付金コールセンター ☎0120-034-553  
受付時間：月～金曜日(祝・休日は除く)の9～17時

は不要です。8月上旬から順次、支給を予定しています。

②①以外の対象者には「支給確認書」を封書で7月下旬以降に送付します。必要事項を記入し、10月31日までに返送してください。8月中旬から順次、支給を予定しています。

詳細は  を。市のホームページ(左記を読み取り)でもご覧になれます。



▲詳細はコチラから

## 北九州市における給付金と定額減税

対象	令和5年度	令和6年度
給付	住民税非課税世帯 1世帯7万円 (+子ども加算 児童1人当たり5万円)	新たに住民税非課税となる世帯 1世帯10万円 (+子ども加算 児童1人当たり5万円)
	住民税均等割のみ課税世帯 1世帯10万円 (+子ども加算 児童1人当たり5万円)	新たに住民税均等割のみ課税となる世帯 1世帯10万円 (+子ども加算 児童1人当たり5万円)
	定額減税しきれない人 見込まれる人	所得税(見込み)か市県民税所得割の定額減税の対象者で定額減税しきれない人 1万円単位(切り上げ)で差額を給付
減税	住民税所得割納税者	定額減税(※市政だより6/1号で案内済) 1人4万円(本人+扶養親族) (所得税3万円、個人市県民税1万円)

## 国民健康保険料のお知らせ

保健福祉局保険年金課 ☎582-2415

### 令和6年度国民健康保険料の所得割額が決定しました

所得割額とは、世帯の被保険者全員の令和5年分の所得に対してかかる額です。

- ▶医療分=「令和5年分の基礎控除(43万円)後の総所得金額等」の合計額の8.20%
- ▶支援金分=同3.51%
- ▶介護分(国民健康保険に加入している40～64歳の被保険者)=同3.14%



### 特別徴収(年金天引き)を実施しています

世帯主が受給している年金から保険料を納める方法です。対象となるのは次の①～③を全て満たす世帯です。ただし、保険料を口座振替で納付している世帯は対象外です。

- ①世帯の国民健康保険加入者が全員65～74歳であること
- ②世帯主が国民健康保険の被保険者で年額18万円以上の年金を受給していること
- ③世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、同一の月に徴収見込みの介護保険料と国民健康保険料の合算額が当該月の年金額の2分の1を超えないこと

要件に該当して新たに特別徴収の対象となる世帯には、7月中旬以降に改めて徴収方法の変更をお知らせする納入(変更)通知書が届きます。詳細は  を。市のホームページ(右記を読み取り)でもご覧になれます。



▲詳細はコチラから